

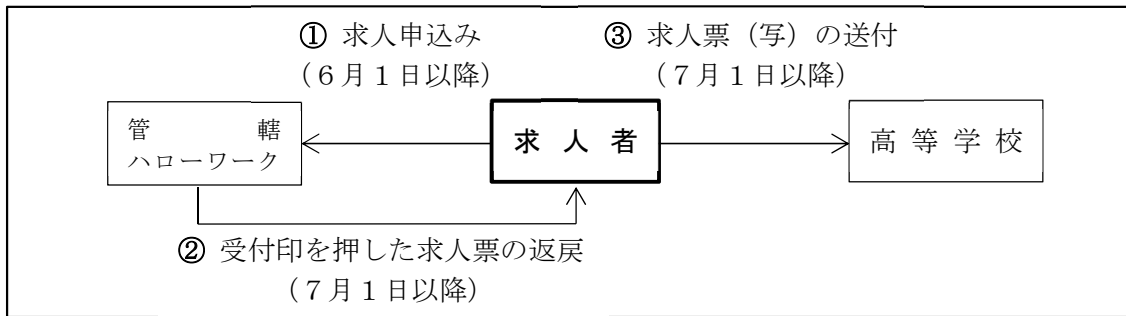
1 学卒求人の申込日程等（令和7年度）

（1）令和7年度求人申込・選考等日程

	中学校	高等学校	大学（院）・短期大学 高等専門学校・専修学校
2月			1日 安定所での求人受理開始
3月			1日 広報活動開始
4月			1日 求人票の展示・公開開始
5月			
6月	1日 安定所での求人申込みの受理開始	1日 安定所での求人申込みの受理開始	1日 採用選考活動開始
7月	1日 安定所から他の安定所への求人連絡開始	1日 安定所が確認した求人票の返戻開始 学校への求人申込み開始	
8月			
9月		5日 応募者の推薦開始 16日 応募者の選考開始	
10月			1日 正式な採用内定開始
11月			
12月			
1月	1日 応募者の推薦及び選考の開始		
2月			
3月		卒業後、就業開始可能	
4月	1日 就業開始可能日		
備考	積雪地域の中学校は、12月1日から推薦・選考開始	沖縄県内の高校は、8月30日以降推薦開始可能	

(2) 新規高等学校卒業者

(求人票提出から高等学校への求人票送付のながれ)



① 求人の申込み（6月1日受付開始。土日祝日と重なる場合はその翌日から）

高卒用求人票は、(1) 求人申込書（高卒）に求人内容等を記入する方法（P32 参照）、(2) ハローワークインターネットサービス上で求人者マイページを開設し、マイページの求人仮登録機能を利用する方法（P36 参照）、(3) ハローワークの来所者端末の求人仮登録機能を利用する方法のいずれかにより職種別に作成し、管轄ハローワークにお申込みください。

併せて、推薦依頼校がある場合は、「高校求人推薦依頼校名簿」（P72 参照）を提出してください。名簿については、求人申込書（高卒）、求人者マイページの求人仮登録機能またはハローワークの来所者端末において、「指定校推薦」欄に学校名等の必要事項を記入（入力）した場合であっても、別途（高校求人推薦依頼校名簿）の提出が必要となりますのでご注意ください。

求人者の申込みにあたって

求人者は特定の高等学校に限定せず、広く多くの生徒に応募の機会を与えるようご配慮をお願いします。定時制・通信制高等学校に対する求人は全日制と同様に取り扱ってください。

また、高等学校では、ハローワークに提出された求人者の内容を前提として生徒への就職指導を行うため、提出後に労働条件の変更がないよう、求人をハローワークへ提出される前に再度内容の確認をお願いします。一度提出された求人者の内容を変更する場合、変更の必要性等についてハローワークより確認させていただく場合があります。

② 受付印を押印した求人票の返戻（7月1日以降。土日祝日と重なる場合はその翌日から）

いただいた求人者の内容等を確認し、受付印を押印した求人票を返戻します。

また、公開希望求人については、インターネット（高卒就職情報 WEB 提供サービス（P17 参照））で、全国の高校に対して公開します（翌年6月末まで）。

③ 求人票（写）の送付（7月1日以降）

推薦依頼校がある場合は、ハローワーク受付印のある求人票（写）に、高校求人推薦依頼校名簿（写）を添えて、各校へ送付してください。

※会社で独自に求人票を作成し送付することはできません。

④ 採用選考（9月16日以降開始）

紹介（推薦）開始…学校又はハローワークから全国高等学校統一用紙（P69、P70 参照）により、**9月5日以降**（到達主義）行います。※沖縄県については8月30日以降です。

採用選考開始……………**9月16日以降**実施してください。

※ 応募から採用選考までの期間が長いと生徒に余計な不安を与えることとなりますので、9月16日以降速やかに採用選考を実施してください。

※ 採用選考については、書類選考のみで採否を決定するのではなく、面接試験により職務遂行に必要な「能力・適性」を判定し、総合的な評価により採否を決定していただきますようお願いいたします。

⑤ 応募書類

全国高等学校統一用紙を使用していますので、**これ以外の用紙等（社用紙）は一切学校や生徒に求めない**てください。

⑥ 採否結果の通知

採否は選考後速やかに決定し、学校及び本人あて通知書を各一部作成の上、両方の通知を学校へ送付してください（遅くとも7日以内）。

※不採用通知が遅れますと、生徒が他社へ応募する機会が失われます。

※不採用の場合は、提出された応募書類を学校へ返すと共に、不採用理由を具体的に記入した書類も送付してください。

⑦ 採用内定

採用を内定した場合は、「新規高等学校卒業者採用内定状況報告書」に内定者の「出身学校名、管轄安定所名、求人番号」等を記載し、事業所管轄ハローワークへ提出してください。（P71 参照）

採用内定取消しの防止について（P105～P107 参照）

新卒者に対する採用内定の取消しは、学生・生徒とそのご家族に大きな失望を与えるものであり、できる限り防止することが重要です。

「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき厚生労働大臣が定める指針では、事業主の皆さまに対し、以下の努力を求めています。

1. 採用内定の取消しを防止するため、**最大限の経営努力を行う等、あらゆる手段を講じること。**
2. やむを得ない事情により、採用内定の取消し、または入職時期の繰り下げを行う場合には、**対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には、誠意を持って対応すること。**



3. 採用内定の取消しを行う前に、**まずはお近くのハローワークまでご相談**ください。

⑧ 未充足求人

採用内定者を連絡する際に、引き続き採用可能な求人がある場合は、「求人番号、職種、人数」をお知らせください。(P71 参照)

高卒求人のインターネット公開について

ハローワークで受理した高卒求人については、全国の高校に対して、「高卒就職情報 WEB 提供サービス」(<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>)を通じて求人情報を提供しています。

そのため、企業が推薦依頼していない高校から生徒が応募してくる場合もあります。

応募の際には、事前に高校から応募の可否について問い合わせがありますが、依頼校ではないからという理由だけで拒否せずに、広く選考対象としていただきますようお願いいたします。

なお、応募を指定の高校に限る等、インターネット公開を希望しない場合は、求人申込書（高卒）の「求人区分」欄「公開希望」で「4. 求人情報を公開しない」、ハローワークの来所者端末または求人者マイページの求人仮登録時に「求人情報・事業所名の公開範囲」欄で「4. 求人情報を公開しない」を選択してください。

⑨ 高等学校卒業者の採用選考について

高等学校卒業者の採用選考につきましては、「高等学校就職問題検討会議」（文科省、厚労省、全国高等学校校長協会、主要経済団体が参画）において全国統一的に採用選考期日等の申し合わせを行った上で、「都道府県高等学校就職問題検討会議」において、都道府県ごとの実情に応じた応募・推薦や企業の求人活動等について申合せを行い、具体的な運用を行っています。

令和7年度（令和8年3月高等学校卒業予定者）の応募・推薦方法の在り方については、埼玉県教育局をはじめとした学校関係者、労働局、経営者団体、雇用支援団体等の参加により開催された「埼玉県高等学校就職問題検討会議」において協議した結果、次の「申し合わせ」に変更することに決定いたしました。

事業主の皆様には、この申し合わせの趣旨と内容をご理解いただき、今後も高等学校卒業予定者の採用活動が適切に行われるようご協力をお願いいたします。

埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項

※令和7年2月14日申し合わせ

1 複数応募・推薦について

令和7年度については、推薦開始日から複数の応募・推薦（原則2社まで）を可能とする。

2 応募前職場見学について

就職希望生徒の職業や職場に対する理解を深め、適切な職場選択及び就職後の早期離職の解消に資するため、応募・推薦開始日前の職場見学を推進するとともに、生徒への事前・事後指導の徹底を図る。

埼玉県高等学校就職問題検討会議における確認事項

1 求人募集について

求人者は、指定校求人以外の公開求人において、複数応募を可能とするか、単願応募のみ可能とするかを選択することができる。

2 生徒の応募について

次の①・②のいずれにも該当する生徒は、複数応募を可能とした複数の求人に対して応募することができる。

ただし、県外の求人に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせによること。

- ① 指定校求人に応募していない者。
- ② 単願応募のみ可能としている公開求人に応募していない者。

3 応募前職場見学の実施について

実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 求人者は応募前職場見学の依頼があった場合には、事業活動に支障が生じない限り受け入れに努めるものとする。
- ② 実施時期は、原則として夏休み期間中など、学事日程への影響が少ない時期とする。特に実施日をあらかじめ指定する場合は、学校によって夏休みの始期・終期が異なることに配慮する。
- ③ 学校は、生徒が自身の適性を探るため、複数社の訪問を積極的に促すとともに、応募に向けた意思決定に適時適切な助言を与えるなど、生徒への指導を徹底する。
- ④ 求人者は、見学の際に、生徒個人の状況など直接採用選考につながる質問をすることや履歴書等の提出を求めることのないようにする。

4 採用選考等について

求人者は、採用選考等に当たって、次の事項に留意するものとする。

- ① 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行う。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知する。
- ② 求人者は、オンラインを活用した応募前職場見学や採用選考を行う場合、学校と事前調整を行う。また、オンラインを活用する際は、生徒や学校の個々の事情に配慮する。なお、オンライン面接への対応可否を採用基準としたり、対応できないことをもって、不利益な取扱いを行わないようにする。
- ③ 求人者は応募書類について、パソコン作成であることを理由に不利益な取扱いを行わないようにする。
- ④ 求人者は単願応募・複数応募のみをもって採用選考の判断基準としないようにする。
- ⑤ 求人数を上回る採用内定を出した求人者は、内定の承諾があった内定者全員を雇用する。

5 就職面接会について

就職面接会は、正式応募前の「予備面接会」と位置付け、複数の企業での面接を可能とする。この場合、正式応募は、後日、学校を通じて行うものとする。

6 生徒の意思表示について

生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知する。

なお、複数の求人者から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、他の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行うようにする。

7 民間職業紹介事業者が行う高等学校卒業予定者に係る職業紹介について

職業紹介に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 採用選考期日等については、「高等学校就職問題検討会議」における取りまとめを遵守する。
- ② 複数応募・推薦については、「埼玉県高等学校就職問題検討会議」における申し合わせを遵守する。
- ③ 「学校との連携」をはじめ、職業安定法や同法に基づく指針（※）を十分に踏まえ、事業者としての責務を果たすようにする。

（※）（平成 11 年労働省告示第 141 号）（最終改正 令和 6 年厚生労働省告示第 318 号）

- ④ 応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」を使用する。

8 その他

- ① 生徒と企業の適切なマッチングを促進するために、キャリア教育の一層の充実やDX化を図る。
- ② 令和 7 年度以降、本申し合わせ事項及び確認事項について、効果・影響・課題等の検証を行う。

令和 7 年 2 月 1 4 日確認